

「リース会計のニューアプローチとオンバランス論理の変容」

—リース・ディスカッション・ペーパーの提案を中心に—

茅 根 聡 (東洋大学教授)

1. 問題の所在

本稿の目的は、2009年3月に国際会計基準審議会 (IASB) と財務会計基準審議会 (FASB) のリース共同プロジェクトの成果として公表されたディスカッション・ペーパー「リース：予備的見解」(以下、「DP」と略す)¹⁾に焦点を当てて、そこで提示されているニューアプローチの特徴と方向性を解明し、そのオンバランスの論理の変容について考察することである。

周知のように、IAS17「リース」及びSFAS13「リースの会計処理」に代表される現行のリース会計基準は、「実質優先思考」(substance over form)の概念が適用されたものであり、また原価・配分思考と実現・対応概念を基軸とする原価評価モデルのなかに現在価値による測定を導入した最初の会計基準である。このような特徴を具備した現行アプローチは国際的にも広く受け入れられ、長年にわたり会計実務でも適用されてきたが、その一方で借手によるオンバランス回避行動によりその信頼性や有用性に対して大きな疑問が呈されていた。さらに、財務諸表の透明性や比較可能性が著しく損なわれているとの指摘もあるなかで、これまで実質的な変更は行われてこなかったことから、現行アプローチに代わるニューアプローチの策定が長年の懸案事項となっている。

IASBでは、2003年から英国の会計基準審議会 (UK ASB) が主導的な役割を担って現行アプローチの改定作業を進めていたが、2006年7

月からはFASBとの共同プロジェクトとして現在まで検討が行われてきた。その背景には、IASBとFASBの基準統合へ向けた覚書(MOU)において、リース会計はその見直しを要する戦略テーマの一つとして共同で基準開発に取り組むという決定がある。当該プロジェクトは、IAS17及びその基礎となったSFAS13についての包括的な再検討を目的としており、今回のDPはリース会計基準の改定の方向性を公式に表明した最初の成果物である。今後は、DPに寄せられるコメントを踏まえて公開草案(ED)が公表され、2011年上半期を目処に国際財務報告基準(IFRS)が明らかにされる予定である。

DPでは、借手の会計モデルに関する重要な構成要素について詳細に検討されているが、貸手については他のプロジェクトとの関係もあり、貸手が今後解決すべき問題に限定されている。また、DPにおけるニューアプローチは、現行アプローチに比べて異なるオンバランスの論理を展開しているが、一部には現行アプローチの考え方が反映されている。

そこで以下では、まず現行アプローチの特徴と問題点を解明し、その見直しの論拠を指摘したい。次に、現行アプローチの代替案として提示された2つのアプローチ(全体資産アプローチ及び未履行契約アプローチ)について検討し、その棄却の理由を明らかにする。さらに、DPにおける主要な論点を取り上げてその内容を吟味し、ニューアプローチの方向性を探りたい。

最後に、現行アプローチとニューアプローチにおけるオンバランスの論理の変容について若干の整理と考察を行う。

2. 現行アプローチの特徴と問題点

まず、リース会計基準における現行アプローチの特徴とその会計モデルの問題点について言及する。これまで多くの文献や論者によって指摘されてきたが、改めてその問題点を浮き彫りにしたい。

一言で表現すれば、現行アプローチにおける会計モデルは「混合モデル」(hybrid model)といえる。すなわち、借手に対して、そのリース取引をファイナンス・リース(米国ではキャピタル・リースと呼称する²⁾)あるいはオペレーティング・リースのいずれかに分類することを要求している。ファイナンス・リースとは、「リ

ース資産の所有に伴うリスクと経済価値のすべてが実質的に借手に移転するリース」と定義されている³⁾。その実質的な移転を判断するために、IAS17とSFAS13では、以下の判定基準を設けており、そのいずれかに該当すれば、借手はリース物件とそれに対するリース料支払義務を財政状態計算書にオンバランスする。その際には、リース資産の公正価値か支払リース料の現在価値のいずれか低い金額で資産及び負債が認識される。

一方、それ以外のすべてのリースはオペレーティング・リースとみなされて、借手は支払リース料を定額法によりリース期間にわたって費用として処理する。すなわち、借手は同様な資産及び負債を認識の対象とせず、オフバランスすることになる⁴⁾。

図表 1 オンバランスの判定基準

IAS17	SFAS13
① 所有権移転基準	① 所有権移転基準
② 割安購入選択権基準	② 割安購入選択権基準
③ 経済的耐用年数基準	③ 経済的耐用年数基準 (75%基準)
④ 現在価値基準	④ 現在価値基準 (90%基準)
⑤ 特別仕様基準	

以上のように、現行アプローチの特徴は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類する際のオンバランスの論理にある。このオンバランスの論理としては、2つの段階における解釈が可能である。そのひとつは、法的要件に着目した「割賦購入取引との同質性」である。これは、所有権移転基準と割安購入選択権基準に着目するものであり、いずれも最終

的に法的な所有権が移転するために割賦購入取引と類似した取引と捉えて、その同質性を論拠にしてオンバランスを説明するものである。また、特別仕様基準についても、借手の用途等に合わせた特別の仕様により制作・建設されたものであるために実質的に第三者への転用が難しく、借手の専用性が強調されることから、割賦購入資産との同質性を拡大解釈して適用するこ

とが可能である⁵⁾。

もうひとつは、経済的要件に着目した「割賦購入取引との経済的実質性」である。現在価値基準と経済的耐用年数基準については、法的所有権の最終的な移転が想定されていないために、「割賦購入取引との同質性」をもってオンバランスを正当化することはできない。そこで、そのオンバランスの論理を説明するために「実質優先思考」という概念が援用される。その基本的な考え方は、上記の2つの判定基準を満たすファイナンス・リースについては、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて借手に移転する特性を有するものと認識して、法的な所有権は移転していなくとも「実質的な購入」(in-substance purchase)に当たるとするものである。これは所有資産との同等な経済的効果を強調するものであり、「リスク・経済価値アプローチ」(risks and rewards approach)と呼ばれて、現行アプローチの根幹をなす支配的な考え方である。

このアプローチは、リース契約に付随する履行内容の判断あるいは評価という観点から捉えると、リース契約当事者である貸手と借手のいずれがリース資産の所有に伴うリスクと経済価値を有するかに焦点が当てられている。リスクと経済価値のすべてが実質的に移転した場合には、リースの契約の履行がすべて履行されたとみなして、借手はリース物件の使用権ではなく、物件そのものに焦点を当てて、リース物件とそれに対するリース料支払義務をオンバランスの認識対象とする。他方、リスクと経済価値のすべてが実質的に移転しない場合に全く履行されていないとみなしてオフバランスされることになる。このように、画一的に売買取引であるか、あるいはサービス契約に近い取引であるかを決

め付けることから「all or nothing アプローチ」とも表現されている。したがって、借手と貸手の双方の当事者に資産に対する持分や、金融債権や金融債務に対する支配がある場合でも、その事実は財政状態計算書には全く反映されない結果となる。

以上のように、現行アプローチでは、「割賦購入取引との同質性」を根拠とする法的な要件を包含して、「割賦購入取引との経済的実質性」という経済的要件をオンバランスの範囲とする概念的拡張が図られている。このようなオンバランスの論理をもって、一部の論者は「拡大割賦購入説」と呼んでいる。

しかしながら、現行アプローチは細則主義アプローチ(rules-based approach)⁶⁾の典型例として、長年にわたり財務諸表の透明性や比較可能性の観点から問題があると批判されてきた。DPにおいても、現行アプローチに対して次のような問題点が指摘されている⁷⁾。

第1点は、前述のように、現行アプローチによる「リスク・経済価値アプローチ」に基づいてオペレーティング・リースとして分類されるとオンバランスの対象とはならず、資産及び負債が認識されないという批判である。例えば、世界リース年鑑(2009)によれば、2007年におけるリース取引の規模は年額7,600億USドルにも上るが、そのリース契約の多くは企業の財政状態計算書に表れていない点を問題視している。そのために、財務諸表のアナリストは、オペレーティング・リースからもたらされる経済的影響を評価するために、オフバランスされた資産及び負債をオンバランスしたものととして公表データを日常的に修正していると指摘している。

ところが後述するように、リース契約を締結

することにより、借手はリース物件の使用権を取得することになり、それは概念フレームワークの資産の定義を満たすことになる。同様にリース料支払義務を負うことになるが、それも概念フレームワークにおける負債の定義を満たすことになる。この点から判断すると、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類に関わらず、すべてのリース契約では借手の財務諸表において認識されるべき資産及び負債が生じていることになる。

第 2 点は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類することは、類似した取引を全く異なるように会計処理できるという批判である。特にその分類基準が、主観的な判断と数値基準テスト (bright-line tests) に依存しているために、本来はファイナンス・リースに分類されるリース契約を、恣意的にオペレーティング・リースに分類されるように取引を組成する機会を提供して、それがオフバランスシートファイナンスの温床となっている現状を指摘している。

例えば、SFAS13 では現在価値基準では 90% という数値基準を採用しているが、支払リース料の現在価値が公正価値の 89% と 90% の場合では、両者の経済的実態には違いがないにもかかわらず、前者はオペレーティング・リースとして、後者はファイナンス・リースとして会計処理されてしまうことになる。その結果、実質的にはファイナンス・リースでありながら、形式上オペレーティング・リースとして処理されるリース取引が増大して、オペレーティング・リースの経済的影響は無視できない状況にある。このような状況について、一部の論者は「現在価値を 89.999% になるように計算する専門家が存在する。」とその恣意性を強調し、現行アプロ

ーチを途方もなく不条理で、歪められた、非論理的なものであると批判している⁸⁾。

元々数値基準の設定の趣旨は、企業による会計操作の余地を狭めるとともに、アウトプットである会計情報の比較可能性を高めることであったが、実際には契約内容を恣意的に構築することにより、判定基準からの逸脱が可能となる抜け道 (loophole) を与える結果を招いている。このように、類似した取引を恣意的に全く異なるように会計処理できる会計モデルによって、多くのリース契約の経済的実態は忠実に表現されておらず、それが財務諸表の利用者の信頼性や比較可能性を低下させている。

第 3 点は、リース会計基準は長年にわたりその基本的な内容も変更されていないために時代遅れのレッテルが張られているという批判である。SFAS13 は 1976 年に公表され、IAS17 は 1982 年に公表されて、その後 1997 年と 2003 年に改訂されている。そのために、リース会計基準と他の会計基準との会計フレームワークに重要で大きな差異が生じており、これがリースの定義を満たす契約と満たさない類似の契約の間に首尾一貫性がないことにつながっていると指摘されている。

以上のような現行アプローチの抱える問題の深刻さを踏まえて、これまでに G4+1 から見直しの方向性を示した 2 つのペーパーが公表されている。その一つが、1996 年 7 月に公表されたスペシャル・リポート「リース会計：新たなアプローチ—リース契約のもとで生ずる資産及び負債に関する賃借人の認識」(以下、「SR」と略す) であり、もう一つが 2000 年に公表されたポジション・ペーパー「リース：新たなアプローチの実施—リース契約のもとで生ずる資産及び負債に関する賃借人の認識」(以下、「PP」と

略す)である⁹⁾。特に、PPの提案はその後のIASBによる検討作業のベースとなっている。

さらには、米国証券取引委員会 (SEC) が2005年6月に公表した報告書「2002年サーベンス・オクスリー法第401条(c)項に基づく、オフバランスシート取引、特別目的事業体、財務報告の透明性に関する報告並びに勧告」(SECスタッフレポート)において、現行アプローチの見直しを喫緊の課題として掲げて、FASBに対してIASBと共同プロジェクトとしてIAS17及びSFAS13の包括的な再検討に着手するように勧告したのである¹⁰⁾。

3. 代替的アプローチの検討

多くの問題点を抱える現行アプローチに代わって、ニューアプローチとともに適用の可能性が検討された代替的なアプローチとして、(i)「全体資産アプローチ」(The whole asset approach)、(ii)「未履行契約アプローチ」(The executory contract approach)が挙げられる。DPにおいても議論の俎上に載せられ、いずれも識別された資産及び負債を認識することにはならないとの理由で棄却されたが、ここではその内容について概説したい¹¹⁾。

まず、全体資産アプローチ(あるいは全体資産モデル)では、リース期間にわたりリース物件全体が借手の支配下に置かれるという仮定に基づいて、すべてのリース取引のオンバランスが提案されている。したがって、このアプローチで借手が認識する資産は、リース期間における経済的便益に対する権利及びリース期間終了時における当該資産の占有権であり、当該資産について実質的にすべての経済的価値を公正価値で認識するという点に特徴がみられる。

一方、借手は2つの負債を認識することにな

る。その一つは、リース期間にわたるリース料支払義務であり、もう一つはリース期間終了時点における借手の返還義務(いわゆる残存価値相当額)である。この返還義務は、通常のファイナンス・リース取引の場合にはフルペイアウトという属性を有するためにそれほど重要ではないが、短期リース(short-term lease)の場合には返還義務の重要性は大きくなる。このように資産及び負債の全体を認識対象とすることで、リースという経済行為を企業の営業能力を維持する活動と捉えて、資産を所有する企業との比較可能性を高めることを意図している¹²⁾。

このアプローチによれば、リース開始時(事実上の契約の履行時点)にリース物件の公正価値により資産及び負債を評価するために、現行アプローチやニューアプローチにおいて採用されている支払リース料の現在価値と比較すれば、返還義務の金額だけ異なるが、上記のように短期リースであるほどその金額は大きくなる(図表2)。

しかし、全体資産アプローチに対しては、次のような問題点が指摘されて最終的に棄却された¹³⁾。まず、短期リースを利用する借手は、資産を購入する企業に比べて自己資金の流出(いわゆるキャッシュ・アウトフロー)については柔軟な対応が可能であるが、当該アプローチにおいては、返還義務を含めて認識するためにその柔軟な対応に支障をきたすという点である。したがって、短期リースあるいは非中核資産(non-core asset lease)のリースの取り扱いも含めて、会計処理されるべきリースを定義することは困難となる可能性が高いとしている。

さらには、借手の資産及び負債が過大評価されるという理由を挙げている。まず、借手が認識する資産(リース物件それ自体の価値全体)

には、リース期間終了後に当該物件の使用から生み出される経済的便益が含まれており、これは借手が取得していない権利であるが、それが認識の対象とされる。元々、借手の権利はリース物件の経済的耐用年数の一部のみが発生するものであり、すべての期間に発生するわけではない点から判断すると矛盾がある。

他方では、借手はリース期間の終了後にはリース資産に対して一切の権利を持たないので、

リース物件が返還された時点で借手から経済的便益が流出することはないが、このアプローチでは当該物件を返還する借手の義務が負債として認識されることになる。しかし、リース期間終了後の経済的便益は、当初から借手には移転していないために、返還義務は経済的便益を移転する義務には相当しないと考えられる。このように、資産及び負債の定義に照らして認識されるべき金額に問題があるといえる。

図表 2 全体資産アプローチの構成要素

リース物件の公正価値	リース料支払義務
	リース物件の返還義務

次に、未履行契約アプローチについて検討する。未履行契約とは、会計上は将来一定の財貨またはサービスを定められた価格で受け渡しする契約であって、契約当事者双方が契約内容に関わる権利と義務を全く履行していない状態のものと定義されている。その例としては、リース契約をはじめ、テイク・オア・ペイ契約、購入契約、販売契約、スルー・プット契約などが挙げられる。これまでもリース契約とその他の未履行契約における認識を区別すべきか、契約会計に代表されるように同様な論理でオンバランスすべきかについては議論の対象となってきた。

未履行契約アプローチでは、すべてのリースを未履行契約として取り扱うことを特徴としている。すなわち、このアプローチにおいては、未履行契約に関わる権利と義務を契約締結時点

で認識することを想定しているが、リースの場合には、リース物件を使用する借手の権利はリース契約に基づく支払いを条件とし、同様に借手の支払義務は、貸手が借手に対してリース期間にわたってリース物件の平穏な享受（quiet enjoyment）を認めることを条件とすると仮定されている。

そのために、未履行契約アプローチに基づく借手の権利と義務は財務諸表で開示対象とはされるが、リース契約についての資産及び負債は認識されないことになる。この意味では現行アプローチで用いられているオペレーティング・リースモデルに非常に類似していると捉えられる。したがって、未履行契約アプローチのもとでは、借手がリース物件を使用する権利とその対価としてのリース料支払義務が資産及び負債として認識されないとして棄却された¹⁴⁾。

これまでの議論では、リース契約は他の未履行契約とは本質的に取り扱いが異なると認識されている。例えば、この点については PP でも言及されている。PP では認識時点を決定するうえでの重要な要素として「履行」(performance) という行為を示しており、それは貸手がリース物件の使用権を借手に提供するという履行行為が事実上完了した時点、すなわちリース物件の引渡時点（あるいはその他の方法で借手が使用可能になった時点）によって達成されるとしている。したがって、その時点をもってリースは未履行契約でなくなる（部分的履行契約）と捉えて、その他の未履行契約と区別することができる結論づけている。すなわち、引渡時点以降、借手はリース期間にわたってリース物件の使用を平穩に享受する権利とリース料支払義務が生じ、貸手にはリース料を回収する無条件の権利が生ずるので、それらの権利と義務をオンバランスの対象とするとしている¹⁵⁾。換言すれば、リース契約においては履行の重要性を強調することによって、その他の未履行契約との明確な差別化を図り、未履行契約全体への認識問題に波及しないようにする配慮が窺える。

このように、認識時点の決定がそのオンバランスの論理に大きな影響を与えているが、権利と義務という点に注目すれば、それらが確定する（未履行段階に当たる）契約締結時点における認識も可能性としては考えられる。それは確定契約であり、概念フレームワークの資産の定義に照らしても、借手による取得または支配が明らかになり、将来の経済的便益の流入が期待されるのは、引渡時点ではなく契約締結時点と解釈されるからである。しかしながら、それは契約会計の議論にも発展する問題を孕んでいるだけに、当該アプローチの論理化には多くの課

題があるといえる。

以上、現行アプローチの代替案として2つのアプローチの適用が検討されたが、いずれも現行の会計フレームワークに照らして問題点があるという理由でその採用が見送られた。

4. ポジション・ペーパーの提案

DP 及びそれに先立つ IASB による改定作業において、その検討のベースとなっているのが、G4+1 から公表された2つのペーパーである。SR では現行基準を抜本的に見直すための基本的なアプローチを提示し、PP では SR を実施に移すためのガイドラインとして、全体のフレームワーク、基本的な方針とその論理、借手と貸手の会計処理・開示等について詳細に言及されている。特に PP では、現行アプローチに代わる多くの革新的な提案が盛り込まれているが、改めてその主な提案を整理しておきたい。

第1の特徴は、「資産・負債アプローチ」(asset and liability approach)に基づく単一の会計モデルの採用である。PP の基本的なスタンスは、2節で指摘した現行アプローチの形骸化要因を払拭して、財務諸表の透明性や比較可能性を確保することである。そこで、「リスク・経済価値アプローチ」を棄却して、リース契約から生ずる重要な権利と義務を、資産及び負債として計上するアプローチを採用することにより、複雑なリース会計基準の単純化を図ることを提案している¹⁶⁾。その際の理論的基盤は、概念フレームワークにおける資産及び負債の定義（及び認識規準）との整合性であり、それはニューアプローチにおいても鍵概念として機能することになる。この点については、7節において詳しく検討する。

この論理に従えば、オペレーティング・リー

スを含むすべてのリース契約から生ずる権利と義務を借手の資産及び負債として認識するという単一の会計モデルが適用されることになる。換言すれば、オペレーティング・リースから生ずる権利と義務であっても、支払リース料やリース期間の長短はあるが、リース物件の占有と使用を可能とする使用权の取得対価を構成するという意味で、ファイナンス・リースと実質的な差異はないので、オンバランスの要件を満たすことになる。したがって、短期リースの場合でも、適用範囲の除外とはされず、それは重要性の原則によって判断されることになる。これは、現行アプローチにおけるフルペイアウトの要件の緩和を示すものといえる。

第 2 の特徴は、リースの測定に言及したものであり、「公正価値モデル」(fair value model)の適用である。独立した第三者間の公正な取引を仮定した場合には、取得資産の原価は、通常受け取る資産の公正価値が明確でない場合を除いて、与える対価の公正価値によって測定されていることから、PP ではリース取引において認識される資産にも同様な原則を適用することを提案している¹⁷⁾。すなわち、リース開始時に生ずる権利と義務の公正価値で当初測定されるが、通常のリースでは、借手において生じた支払義務によって測定される使用权の公正価値の割引額(それはリース料支払額の現在価値に一致する)を反映するとしている。したがって、この提案によれば、リース契約から生じた権利及び義務のすべてまたは一部が金融商品として認識され、それらを公正価値で測定して、その価値の変動分を損益として計上することが要求されることになる。

このように、リース会計の領域に金融商品会計における公正価値の考え方が反映されている

点は注目すべきであろう。PP では、その提案は現行の会計実務ではないとして、リースによって生ずる金融商品を公正価値で測定するモデルを取り入れることは時期尚早との見解を表明した。しかし同時に、提案されたリース会計モデルをより精緻化するために、リース契約から生ずる金融商品と金融負債を公正価値会計へと包括させることを検討すべき必要性が示唆されていた¹⁸⁾。

第 3 の特徴は、金融商品会計における「構成要素アプローチ」(components approach)の採用である。「構成要素アプローチ」とは、金融資産を分割可能な単位または構成要素として取り扱い、個々の構成要素について支配が他に移転した場合には、その認識を中止し、留保分はその存続を認識するものである。このアプローチは、米国やわが国の金融商品会計基準はもとより、JWG ドラフト基準においても提唱されていた考え方である。

このアプローチでは、リースを契約から分離されれば単独の金融商品となる権利・義務の集合体を含む複合契約と捉えている点が特徴である。したがって、リース契約から生ずる使用权だけではなく、オプション要素である更新選択権、解約選択権、購入選択権、さらには変動リース料、残価保証なども分離把握し、貸手と借手のいずれに帰属するかを決定したうえで認識・測定の対象とするとしている。

例えば、現行アプローチでは更新選択権や購入選択権については、リース開始時点で借手による権利行使が合理的に確実な場合に限り、リース資産に含められるとしている。それに対して PP では、当該選択権が重要な価値を有しており、信頼性をもって測定することが可能な場合には、使用权とは分離して会計処理すべきこ

とを提案している¹⁹⁾。

以上のように、PPにおける提案は現行アプローチが採用するオンバランスの論理を棄却して、原則としてすべてのリース契約から生ずる権利と義務のオンバランスを図るという新たな論理の構築によって、認識・測定レベルにおける変容をもたらすものと捉えられる。

5. DPにおけるニューアプローチの基本的スタンス

本節では、これまでの議論を踏まえて DP で提示されたニューアプローチの基本的なスタンスを確認しておく。紙幅の関係上、次節以降では以下の主要な論点に絞って取り上げることにするが、DP はあくまでも予備的な見解である点は留意すべきである。

- (1) リース会計基準の範囲と非中核資産のリース及び短期リースの取扱い
- (2) 資産・負債アプローチに基づく単一の会計モデルの適用
- (3) 構成要素アプローチの棄却
- (4) リースの当初測定と事後測定

リース会計の共同プロジェクトの主な検討事項を示すと図表3のように整理されるが、PPによる提案から DP の公表まで9年余りの歳月を要していることは、当該会計問題の複雑性を端的に物語るものといえる。また、図表4は、現行アプローチとニューアプローチの会計基準(DP 等のペーパーも含む)の比較を示したも

のである。

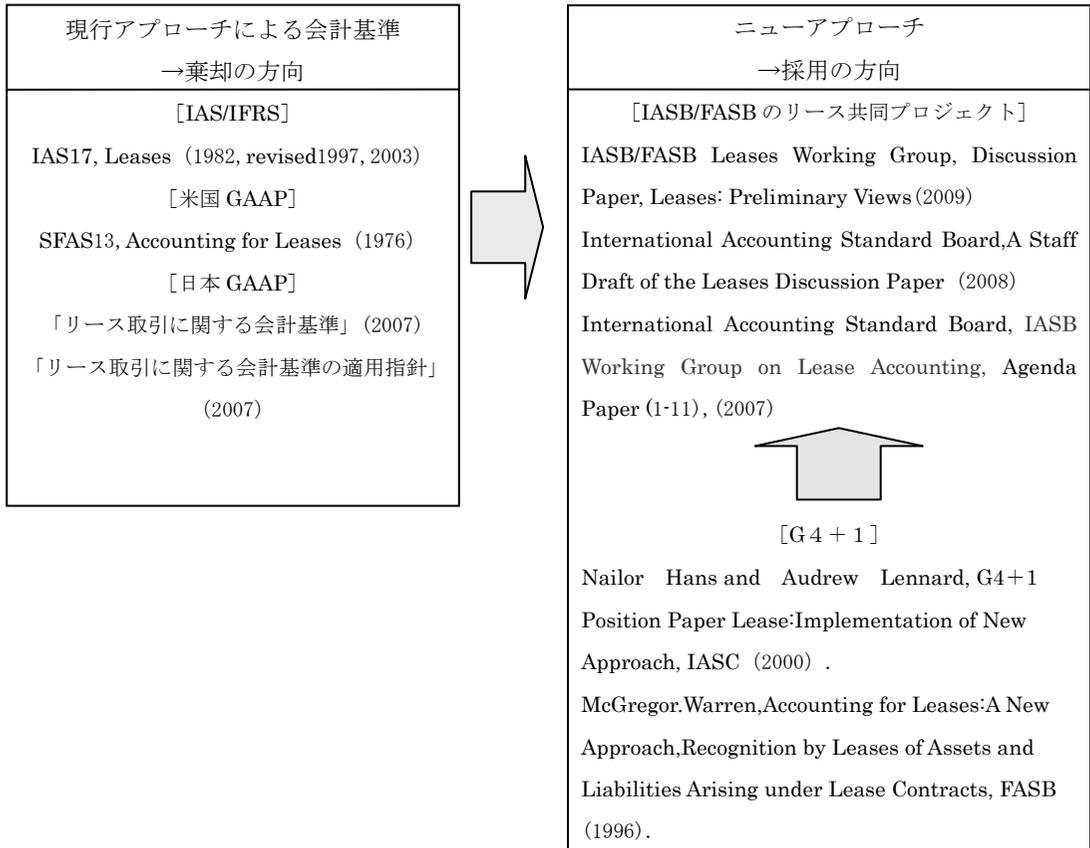
DP の提案は、現行アプローチの抱えている問題点を解消して、リース会計情報の信頼性と有用性を高めるとともに、財務諸表の透明性や比較可能性を確保することをその基本的スタンスとしている。そのために、現行アプローチとはオンバランスの論理に変容があることは特筆すべき点といえる。しかし、ニューアプローチでは、PPの提案をベースとしながらもいくつかの点で修正が行われており、また現行アプローチの考え方が反映されている部分も見受けられる。その意味では、PPの提案からは一步後退したといえるが、その理由の一つとしては現行の会計フレームワークのなかで有効に機能させるために、財務諸表の作成者の実行可能性と利用者の理解可能性が重視されていると解釈できる。

さらに、借手の会計処理に主眼が置かれているが、それは現行の会計モデルに付随する多くの問題点は、借手のオペレーティング・リースの取り扱いに関連しており、それを改善することが広範な企業に影響を及ぼすためである。貸手の会計処理については他のプロジェクト(認識の中止や収益認識に関する概念モデルの策定)との関係もあり、基本的な論点や議論の提示にとどめられている点も大きな特徴である²⁰⁾。しかし、最終的な基準書の策定の段階では、借手と貸手の会計処理の整合性を図るための詳細な検討が必要となる。

図表 3 リース共同プロジェクトの主な検討事項

会議プロセス	会議のトピックス
IASB Board Meeting (2006年3月)	リース・プロジェクトの予備的議論
Joint IASB/FASB Board Meeting (2006年4月)	—
IASB/FASB Board Meeting (2006年7月)	検討議題としての決定
Joint Working Group Meeting (2007年2月)	—
IASB/FASB Board Meeting (2007年3月)	リース契約による借手及び貸手に生ずる権利と義務、様々なリース会計モデルの検討
Joint IASB/FASB Board Meeting (2007年4月)	プロジェクトの範囲
IASB Board Meeting/FASB Education Session (2007年5月)	リースの解約選択権または更新選択権が付されたリース
IASB/FASB Board Meeting (2007年6月)	借手の貸手に対する負債の測定、借手の使用権資産の測定、リース契約における資産及び負債の当初認識
IASB/FASB Board Meeting (2007年10月)	借手のその他の義務と変動リース料の会計処理
IASB/FASB Board Meeting (2008年7月)	プロジェクト（貸手の会計）に対するアプローチ、リースの更新選択権あるいは解約選択権、変動リース料の取り扱い、使用権資産及びリース料支払義務の測定、分類要件の廃止
Joint Working Group Meeting (2008年10月)	—
IASB/FASB Board Meeting (2008年11月)	借手のリース料支払義務の当初認識及び測定、事後測定、リースの表示、転リース
IASB/FASB Board Meeting (2009年1月)	プロジェクトの範囲、貸手の会計処理の概要及び貸手の転リースの会計処理の検討
Joint IASB/FASB Board Meeting (2009年1月)	共同のリース・ディスカッション・ペーパーの公表方法

図表4 リース会計基準の変遷



6. リース会計基準の範囲と非中核資産のリース及び短期リースの取扱い

リース会計基準の範囲については、現行アプローチを踏襲するか、あるいは新たにリースを構成する範囲について根本的に再検討するかという2つのアプローチが提示された。

DP の予備的見解では、ニューアプローチの範囲はIAS17及びSFAS13の範囲に類似したものととしている。これは、現行アプローチが、資産を使用する権利がリース期間にわたり移転する契約をほとんどカバーしており、関係者にとっても理解しやすく、実施しやすいためである²¹⁾。現在、SFAS13では、有形固定資産

(土地及び減価償却資産)の使用権をもたらす契約のみに適用されるのに対して、IAS17は資産の使用権としてリースを定義しているために、無形固定資産のリースもその範囲に含むなど若干その範囲に違いがみられるので、その差異の調整が必要となる。

なお、この範囲には、緊急問題専門委員会 (EITF) の Issue No. 01-8「契約がリースを含むかどうかの判断」及び国際財務報告解釈指針委員会の解釈指針 (IFRIC) 第4号「契約がリースを含むか否かの判断」及び解釈指針委員会 (SIC) の指針第27号「法的形態はリースであるものを含む取引の実質の評価」の要件が盛り

込まれているが、それはほとんどの状況では現行の範囲に収まると考えられている。また、実質的な購入に該当するリースと使用権を提供するリースを表示や事後測定において区別すべきであるかについても言及されたが、その範囲から実質的な購入に該当するリースを除外しないこととしている。

次に、非中核資産のリース²²⁾及び短期リース(通常は1年以内のリース)についても、その適用範囲から除外するか否かが重要な論点として言及されている。両者に共通する特質は、当該リース契約から生ずる権利・義務の認識及び測定に関するコストが便益を上回るという点である。したがって、両者とも適用範囲から除外して、オペレーティング・リースと同様に会計処理されるべきであるとする意見も表明されている。

しかしながら、DP では以下の理由により予備的な見解には達してはいない²³⁾。非中核資産のリースについては、それ自体を定義することは難しく、企業ごとにその解釈が異なることになれば財務諸表の利用者の比較可能性が損なわれること、さらには、非中核資産のリースにおいても、企業経営には不可欠な資産であり重要な資産及び負債を生じさせる場合がある点を指摘している。

短期リースについても、重要な資産及び負債が生じる可能性があること、その定義が必然的に恣意的になり、その結果類似した契約が異なると会計処理される可能性があり、それは財務諸表の利用者の比較可能性を損なうことになると同様な理由を挙げている。さらには、その範囲から短期リースを除外すると、リース期間が規定よりも短くなる(またはそのように見える)ようにリース取引が構築(あるいは組成)され

る可能性があり、現行アプローチのような問題が生ずる点を指摘している。

確かに、後述するようにファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類を廃止してすべてのリース取引を認識の対象として、そこから生ずる権利と義務をオンバランスするという意味からすれば、リース期間の長短に関係なくその範囲に含めるべきであることが論理的である。PP では、短期のリースでも適用範囲の除外とはされず、それは重要性の原則によって判断されるとしていた。また、範囲に例外を設けることは、ニューアプローチの複雑さを増すことにつながり、財務諸表の作成者や利用者にとって弊害をもたらすことにもなる。この意味においても、重要な論点の一つとして今後の対応が注目される。

7. 資産・負債アプローチに基づく単一の会計モデルの適用

借手の会計処理におけるアプローチの最大の特徴は、現在オペレーティング・リースに分類されているものを含めたすべてのリースに関する新たな会計モデルの開発である。その会計モデルは使用権モデルと呼ばれ、PP でも提案された「資産・負債アプローチ」の適用により、リース期間にわたってリース物件を使用する権利を表象する資産(the right-of-use asset: 使用権資産)及びリースを使用する権利の対価の支払義務に対する負債を認識するものである²⁴⁾。

前述のように、現行アプローチにおけるファイナンス・リースとオペレーティング・リースの2分類法では、多くのリース契約の経済的実態を忠実に表現していないとする批判があった。そこで、DP では「リスク・経済価値アプローチ」に代えて、単純なリース契約から生ずる権

利と義務に焦点を当て、財務諸表において認識すべき資産及び負債が生じるかについて検討・分析を行っている²⁵⁾。DP では、単純なリ

ース取引として中途解約不能な機械の設例を挙げて説明しており、借手には次のような権利と義務が識別されるとしている (図表 5)。

図表 5 単純なリース取引から生ずる権利と義務

借手の権利	借手の義務
・リース期間にわたって機械を使用する権利 (使用権資産)	・リース料を支払う義務 ・リース期間終了時に機械を返還する義務

図表 6 IASB/FASB の概念フレームワークにおける資産・負債の定義と特性

フレームワーク	「資産とは、過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう」 「負債とは、過去の事象から発生した特定の企業の現在の義務であり、これを履行するために経済的便益を有する資源が当該企業から流出すると予想されるものをいう」
CON 6	「資産とは、過去の取引または事象の結果として、ある特定の实体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である」 「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の实体が、他の实体に対して、将来、資産を譲渡しまたは用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である」

共通の特性

資産の定義	負債の定義
(a) 報告企業が支配する経済的資源あるいは経済的便益が存在する。 (b) それは過去の事象に起因している。 (c) 将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される。	(a) 報告企業に現在の義務が存在する。 (b) その義務は過去の事象に起因している。 (c) その義務により、経済的便益の流出がもたらされると予想される。

(資料) IASB(2009), pars. 3. 13-3. 14 により作成。

全体資産アプローチで検討したように、権利と義務という観点からは、借手はリース期間にわたって機械を使用する権利を有し、同時にリース料を支払う義務とリース期間終了時に機械を返還する義務を負うことになる。そこで、これらの権利と義務が資産及び負債の定義を満たしているかを検討することが必要となるが、それは IASB の「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」(以下、「フレームワーク」と略す)²⁶⁾及び FASB 財務会計概念ステートメント第 6 号「財務諸表の構成要素」(以下、「CON 6」と略す)²⁷⁾に照らして判断されることになる。図表 6 に示すように、資産及び負債に関しては以下の特徴を有するものとして定義されており、DP では両者に共通の特性を指摘している。

まず、解約不能のリースに関する資産性については、次のような論理を展開している。リース物件を使用する権利は、借手にキャッシュ・インフローの増加あるいはキャッシュ・アウトフローの減少をもたらすことになるために、経済的資源に該当する。貸手は借手の同意なく(あるいは契約に違反して)リース物件を取り戻したり、当該物件にアクセスしたりすることができないことから、借手はリース物件をリース期間にわたり使用する権利を支配しているといえる。この支配は、リース契約の締結と貸手から借手への物件の引き渡しという過去の事象に起因している。さらには、リース期間にわたり物件を使用する権利から発生する将来の経済的便益は、借手が享受することになる。

同様に、次のような論理でその負債性を主張している。リース期間にわたり支払いを行う借手の義務は、条件付債務であるとする主張があるが、解約不能のリースのもとでは、貸手はリースを解除する契約上の権利もリース期間終了

まで物件の占有を取り戻す契約上の権利も持たず、借手はリース終了前に解約してリース料の支払いを回避する契約上の権利を持たないために、借手にはリース期間にわたるリース料の支払いという無条件の義務がある。この支払義務はリース契約の締結と貸手から借手への物件の引き渡しという過去の事象から発生している。さらには、その支払義務により、経済的便益が流出することが予想される。

さらには、リース期間終了時にリース物件の返還義務が負債の定義を満たすかどうかについても重要な論点として言及されている。借手はリース期間終了時にリース物件を物理的に占有し、リース期間終了時にリース物件を貸手に返還する義務を負っており、これはリース物件の引き渡しという過去の事象に起因した現在の債務である。しかし問題は、リース物件の返還義務が経済的便益の流出をもたらすかという点である。この点に関して、DP では、PP と同様に負債の定義は満たさないと結論づけた。その理由として、リース期間の終了時点では、リース物件を物理的には占有しているがそれは資産の保管者にすぎず、リース物件に関わる経済的便益に対する権利を持たないので、その流出はない点を強調している²⁸⁾。

以上のようなオンバランスの論理により、DP では、リース物件を使用する借手の権利と義務は、フレームワーク及び CON 6 による資産及び負債の定義を満たすと結論づけている(図表 7)。確かに、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類に関わらず、権利と義務を生じさせるという点では共通性があるために使用権モデルという単一概念による説明が望ましいことになり、それを論拠としてファイナンス・リースとオペレーティング・リースの

分類を廃止することが正当化されることになる。理の変容による新たな会計モデルの策定というこのように、DP では PP の考え方を踏襲して、方向性を打ち出した。認識領域・認識対象におけるオンバランスの論

図表7 単純なリースにおける資産・負債の識別

権利の内容	支配	過去の事象	将来の経済的便益か	資産か？
リース期間にわたって機械を使用する権利	リース契約によって創出された法的拘束力を持つ権利	リース契約の締結とそれに伴う引き渡し	YES	YES

義務の内容	現在の債務	過去の事象	経済的便益の流出はあるか	負債か？
リース料を支払う義務	リース契約によって創出された法的拘束力を持つ権利	リース契約の締結それに伴う引き渡し	YES (キャッシュの支払い)	YES
リース期間終了時に機械を返還する義務	リース契約によって創出された法的拘束力を持つ義務	リース契約の締結それに伴う引き渡し	NO なぜなら、リース期間終了後、借手は機械から生じる経済的便益に対して一切の権利を持たず、一切の支払を行う必要がないからである。	NO

(出所) IASB(2009), par. 3.25.

そして、このニューアプローチの適用により、以下のように現行アプローチに対する批判を解消することにつながるとしている²⁹⁾。

- (a) 現在、オペレーティング・リースとして分類されているリースから生ずる資産と負債は、財政状態計算書に認識されることになる。その結果、財務諸表の利用者にとっては、これまでオフバランスされ認識されなかった資産及び負債の金額をオンバランスされたとして再評価するための修正が不要となる。
- (b) ニューアプローチは、すべてのリース契約に同一の会計処理を適用することになる。その結果、同様な取引が異なって会計処理

することはなくなり、財務諸表の利用者にとって比較可能性が高まる。

- (c) オフバランスシートファイナンスの源泉を提供するように取引を構築する機会が減少する。この結果、財務諸表の比較可能性が高まり、利用者の理解も容易となる。
- (d) ニューアプローチは、概念フレームワーク及び最近公表された他の会計基準との首尾一貫性がある。

8. 構成要素アプローチの棄却

次に、複雑なリース契約に伴って生ずる権利と義務について、借手が個別に認識及び測定の対象とすべきかが検討された。具体的には、更

新選択権、解約選択権、購入選択権、変動リース料、残価保証などの取り扱いについて構成要素アプローチを採用するかという問題である。

DP の予備的見解では、構成要素アプローチを採用せず、借手は選択権に基づいて取得される権利を含む単一の使用権資産と変動リース料と残価保証に基づいて生ずる義務を含む単一のリース料支払義務を認識するとしている。この点は、PP での提案から後退したものといえる。その理由として、次の点を指摘している³⁰⁾。

- (a) 財務諸表の作成者は、リース契約の構成要素を個別に識別して、認識・測定することを要求する会計基準は適用するのが難しいと考えている。
- (b) リース契約の構成要素は相互に関連していることが多い。例えば、リースには更新選択権、購入選択権、残価保証が含まれている場合がある。残価保証に基づく支払いは、借手が選択権のうちの 1 つを行使しない場合に行われるが、そのような不確実性が存在する限り、残価保証に関する負債を認識しても財務諸表の利用者への有用な情報を提供することにはならない。
- (c) リースのすべての構成要素を同一の基準（例えば、公正価値）で測定しないかぎり、借手のリース料支払義務の金額が減少するようにリースが構築される可能性がある。これは、経済的に類似したリースに異なる会計処理が行われて、それにより財務諸表の利用者の比較可能性が低下する可能性があることを意味する。

(d) リースの更新選択権または解約選択権の公正価値の測定は困難である。その理由は、これらの選択権の市場が存在せず、通常はリース契約と区分して価格が設定されるものではないからである。多くの金融オプションと異なり、リースを更新または解約する選択権の対象資産は、特殊なものである場合が多く、例えば、一部の不動産リースでは 20 年後まで行使されない状況があるなど、測定を複雑化させる結果となる。

(e) 構成要素アプローチでは、借手の経済状況についての完全な情報が財務諸表の利用者に提供されないことがある。なぜなら、現時点で行使すれば損失が出る状態のリースの更新選択権が、企業固有の理由により行使される場合があるからである。例えば、生産ラインをリースしている企業が、リースの更新選択権の行使価格が市場価格を上回っているにもかかわらず選択権を行使して、それによって業務の混乱を回避することがある。

以上のように、PP においてはリースを契約から分離することにより単独の金融商品となる権利と義務の集合体と捉える考え方が提案されていたが、DP では構成要素の相互関連性や具体的な認識及び測定の困難性から採用が見送られた。この点については、現行アプローチの修正モデルとしての実施上の適用可能性も考慮された結果と捉えられる。それぞれの構成要素について、DP の予備的見解を要約すると以下の通りである（図表 8）。

図表8 各構成要素とその認識・測定

構成要素	具体的な取扱い
<p>① 更新選択権・解約選択権</p> <p>(1) 認識</p> <p>(2) 選択権を組み入れた会計処理(リース期間の不確実性を測定を通して処理するアプローチと認識を通して処理するアプローチの検討)</p> <p>(3) リース期間の決定(選択期間をリース期間に含めるための判断基準)</p> <p>(4) リース期間の決定にあたり考慮すべき要素</p> <p>(5) リース期間の再見積りとそれに伴う変動の会計処理</p>	<p>構成要素アプローチを採用せずに、単一の資産・負債アプローチを採用するために、リースを更新または解約する選択権を使用権資産とは別個に認識しない。また、選択権期間中に支払われるべきリース料を含む単一の負債(リース料支払義務)を生じさせるものと捉える。</p> <p>更新選択権を切り離して認識することはできず、更新選択権及びそれが行使される確率がリース料支払義務の測定に取り入れられており、さらには更新選択権を行使する確率を信頼性をもって測定することが困難である。したがって、リース期間の不確実性は認識を通して処理されるべきであり(可能性のあるリース期間から1つを選択する)、借手は特定のリース期間にわたるリース料支払義務を認識すべきである。</p> <p>(a) 確率基準(現行アプローチと類似)、(b) リース期間の定性的見積り、(c) 最も可能性の高いリース期間の3つのアプローチのなかで、他のアプローチよりも問題が少ないという意味で、最後のアプローチを採用した。</p> <p>契約上の要素、契約外の要素、事業上の要素を考慮すべきであり、借手の意向や過去の慣行は含めない。</p> <p>現行アプローチでは要求されていないが、目的適合性の高い情報提供の観点から、報告日における新たな事実や状況をベースに再見積りを行う。それに伴って生ずるリース料支払義務の変動を、使用権資産の帳簿価額の修正として認識すべきである。</p>
<p>② 購入選択権</p>	<p>購入選択権は究極の更新選択権と捉えられ、それはリース物件の経済的耐用年数全体にわたる更新を提供することを意味している。したがって、基本的にはリースの更新選択権あるいは解約選択権に関する会計処理と同一でなければならない。</p>

<p>③ 変動リース料</p> <p>(1) 3つのカテゴリー</p> <p>(2) 認識</p> <p>(3) 測定</p> <p>(4) 再測定とそれに伴う変動の会計処理</p>	<p>(a) 価格変動または指標に基づく変動リース料 (b) 借手の営業実績に基づく変動リース料 (c) 使用量に基づく変動リース料</p> <p>認識について、(a) 発生時に費用として認識する現行アプローチ、(b) 変動リース料の支払義務を負債の測定に反映させる2つのアプローチを検討した。検討の結果、支払金額が不確定であるとしても、リース料支払義務は無条件であり、負債の定義も満たしており、選択権の認識とも首尾一貫しているために、後者のアプローチを採用する。</p> <p>測定について、(a) 確率で加重された、支払われるべきリース料の見積額（期待結果技法）、(b) 最も可能性の高いリース料支払額の2つのアプローチを検討したが、IASB は、金額が不確実なリース料を支払う契約を締結した事実の反映することが最も有用な情報を財務諸表利用者に提供できるとして期待結果技法を支持した。一方 FASB では、借手は最も可能性の高いリース料支払額に基づいて変動リース料を測定しなければならないとした。</p> <p>変動リース料支払額の変動に伴ってリース料支払義務を再測定する。これにより目的適合性の高い情報が財務諸表の利用者に提供される。また、再測定によるリース料支払義務の変動は、FASB は損益計算書で認識することを要求している。一方 IASB は使用権資産の帳簿価額（当初見積原価）の修正として認識する。</p>
<p>④ 残価保証</p> <p>(1) 認識</p> <p>(2) 測定</p>	<p>残価保証は負債の定義を満たしているが、リース料支払義務と切り離して残価保証を認識しない。これは構成要素アプローチを採用せずに、単一の資産・負債アプローチを採用するためである。</p> <p>残価保証が含まれる場合に借手のリース料支払義務を測定するためのアプローチとして、(a) 確率で加重された、支払われるべきリース料の見積額（期</p>

<p>(3) 再測定とそれに伴う変動の会計処理</p>	<p>待結果技法)、(b)最も可能性の高いリース料支払額、(c)残価保証に基づいて支払義務を負う金額の上限額の認識(現行アプローチ)の3つのアプローチを検討した。検討の結果、変動リース料の測定と首尾一貫している方法が適用の容易性や理解可能性の観点から望ましいとの理由で、現行アプローチを棄却した。IASBは借手のリース料支払義務の測定では、確率で加重された、残価保証に基づいて支払われるべき金額の見積額を算入すべきとし、FASBは最も可能性の高いリース料支払額に基づいて残価保証を測定する必要があるとした。</p> <p>残価保証に基づく見積り支払額の変動による借手のリース料支払義務の再測定を要求する。FASBは、残価保証に基づく見積り支払額の変動に起因するリース料支払義務の変動を損益計算書上で認識するよう要求する。変動によって使用権資産の価値が増減することはないと考える。一方IASBは、残価保証に基づく見積り支払額の変動に起因するリース料支払義務の変動を、使用権資産の帳簿価額(当初見積原価)に対する修正として認識するよう要求する。</p>
-----------------------------	--

(資料) IASB(2009), pars. 6.1-6.61, 7.1-7.50 により作成。

9. リースの当初測定と事後測定

(1) 当初測定

DPでは、リースの当初測定に関しては、リース料支払義務の測定と使用権資産の測定に区分している。まず、借手のリース料支払義務を公正価値で当初測定すべきかを検討している。公正価値は現在の市場の状態を反映するものであり、企業に特有の要素が排除されるために負債の当初測定において最も目的適合性のある測定値である。IAS39「金融商品：認識及び測定」では、金融商品を公正価値で当初測定することを要求しており、米国GAAPでも一部の金融負

債、例えばヘッジ関係にないデリバティブ(SFAS133「デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計処理」)及び公正価値オプションが選択された金融負債(SFAS159「金融資産及び金融負債に関する公正価値オプション」)については、公正価値で当初測定される。そこで、借手のリース料支払義務は、金融負債の定義を満たすために、公正価値で測定することは他の金融負債の取り扱いとも首尾一貫したものであり、財務諸表の利用者にとっても比較可能性が高まると主張している³¹⁾。

しかしながら、DPでは大部分のリース契約

においてはリース料支払義務の公正価値を直接把握するのは不可能として、「割引キャッシュ・フロー法」(discounted cash flow technique) を使用して支払リース料の現在価値を適用することを提示している。それは公正価値の合理的な近似値と解釈されるが、同一の測定値という意味では現行アプローチにおいて用いられている当初測定と基本的には一致する。

さらには、リース料支払義務を測定する際の割引率として、リース上の計算利率と借手の追加借入利率について検討した³²⁾。検討の結果、借手にとって計算利率の決定が困難である場合が多いために、借手の追加借入利率を適用して割引かれた支払リース料の現在価値で、借手のリース料支払義務を当初測定している。借手の追加借入利率を適用した理由としては、当該利率により割引かれた支払リース料の現在価値が上述のように公正価値の合理的な近似値であるとして、財務諸表の利用者は、公正価値でその義務を測定する場合と類似した情報を得られることによる。それに加えて、通常このアプローチは、借手にとって公正価値でリース料支払義務を測定することを要求されるよりも適用が単純である点も指摘されている³³⁾。

リース上の計算利率とは、貸手が当該取引において使用した利率であり、測定対象の負債に固有のものであるので理論上はそれが適切であるが、多くの場合には借手は計算利率を知り得ず、決定することもできない。さらに、貸手によるリース物件の残存価値の見積りが、リース上の計算利率を左右する場合もある。特に、現在オペレーティング・リースに分類されているリースのほうが、ファイナンス・リースに分類されているリースに比べて、リース上

の計算利率の決定が困難である。これは、オペレーティング・リースのほうが残存価値がより大きいために、利率の決定に対する影響も大きく、より主観的なものとなるからである。したがって、ニューアプローチにおいて提示されているすべてのリース取引のオンバランスを想定した場合には、リース上の計算利率の採用は適切ではないということになる。

現行アプローチでは、借手はリース上の計算利率の決定が実行可能な場合に、その利率を適用して支払リース料を割引くことを要求されており、計算利率の決定が実行不可能な場合には、借手の追加借入利率が用いられることと規定されている。IAS17 を採用している企業では、SFAS13 を採用している企業に比べて、リース上の計算利率を使用することがより一般的であり、逆に SFAS13 を採用している企業は、追加借入利率を使用する状況にある。その意味からも、選択適用ではなく追加借入利率に統一されることは大きな変更点であり、これにより適用の複雑性が軽減することが期待される。

次に、使用権資産の測定に対するアプローチでは、使用権資産を取得原価で測定することを検討している。借手の使用権資産は非金融資産であり、大半の非金融資産は取得原価で当初測定されている。例えば、IAS16「有形固定資産」及び IAS38「無形資産」は、公正価値でなく取得原価での当初測定を要求しており、米国 GAAP の ARB 第 43 号「会計研究公報の修正再表示及び改訂」においても、資産の当初測定(及び事後測定)を取得原価で行うこととしている。

リース契約では、一般的には使用権資産の取得原価はリース料支払義務の公正価値に等しく、使用権資産の公正価値は、負債の場合と同様に

現在の市場の状態を反映するもので目的適合性を持った測定値である。しかし、リース物件を使用する権利の公正価値を測定することは困難性を伴い、その決定にもコストを要する。さらには、リース契約は貸手と借手との間で個別に交渉されるために、使用権資産に関して観察可能な現在の市場というものが存在しない。DPでは、借手の追加借入利率を適用して割り引かれた支払リース料の現在価値を、リース料支払義務の公正価値の合理的な近似値とみなして当初測定することを提案していることから、使用権資産に関してもその現在価値をもって取得原価とするとしている。現行アプローチでは、借手はリース物件の公正価値に等しい金額で資産を測定するか、あるいは支払リース料の現在価値が公正価値を下回る場合にはその金額で測定するとの規定と比較すると若干修正されている。

そして、このような取得原価による当初測定を要求する利点として、次の点を挙げている³⁴⁾。

- (a) 他の非金融資産の当初測定との首尾一貫性があり、財務諸表の利用者にとっては比較可能性が高まる。
- (b) 取得原価アプローチは、財務諸表の作成者にとって、公正価値による測定の要求に比べて適用が容易でありコストも低い。
- (c) 使用権資産の取得原価は、リース開始日におけるその公正価値の合理的な近似値であることから、財務諸表の利用者は公正価値で資産を測定するのと類似した情報効果が得られる。

(2) 事後測定

事後測定とは、一言で表現すれば会計的配分の実施であるが、DPでは借手のリース料支払

義務と使用権資産の事後測定に関しても区分して検討している。まず、リースでは、リース料支払義務と使用権資産は同一の契約に基づいて発生し、通常互いに独立して存在することはなく相互関連性が認められる。この見方にしたがって、リース料支払義務と使用権資産の事後測定について、「相互関連アプローチ」(linked approach)の採用が提示された。このアプローチは、現行アプローチに基づいてファイナンス・リースに分類されるリースとオペレーティング・リースとして分類されるリースとの間には根本的な差異があるとする考え方を基礎としている。

すなわち、現在ファイナンス・リースとして分類されているリースについては、現行アプローチと同様に割賦購入取引として会計処理することになる。リース資産については減価償却により費用配分され、リース負債は金融負債として支払リース料に応じて利息の支払いと支払義務の返済とに区分して処理される。他方、現在オペレーティング・リースとして分類されているリースは、①担保ベースの償却法によるリース料支払義務の償却、②担保ベースの償却法による使用権資産の償却、③資産・負債に対する借手の追加利率の適用による償却、④リース期間定額法による支払リース料の費用計上、という異なる会計処理を行うことになる³⁵⁾。

一部のリースについて利息の認識と償却に伴うコストがその便益を上回るという理由から、事後測定に対する相互関連アプローチが支持されるが、DPでは、以下の理由により当該アプローチを採用しないこととした³⁶⁾。

- (a) リース料支払義務の取扱いが他の金融負債の取扱いと首尾一貫しておらず、財務諸表の利用者にとっての比較可能性に問題があ

る。デリバティブ以外の金融負債（公正価値で測定されるものを除く）では支払利息が発生するが、リース料支払義務にも明らかに利息の要素が含まれている。この利息要素を認識しないとすれば、取引の経済的実態が反映されないが、相互関連アプローチでは支払利息が一切認識されない。

- (b) 相互関連アプローチでは、借手はファイナンス・リースとオペレーティング・リースを分類することを要求されるが、これはニューアプローチの提案とは異なる取り扱いとなる。
- (c) 使用権資産とリース料支払義務はリース開始日では明らかに相互に関連しているが、開始日以降は必ずしもそうではない状況がみられる。例えば、使用権資産が減損した場合に、借手が依然として同額の支払リース料を要求される可能性があり、使用権資産の価値が上昇した場合でも、支払リース料がそれに応じて変動するという保証はない。

それに代わって、リース料支払義務と使用権資産の事後測定に関して、「非相互関連アプローチ」(non-linked approach) が検討された³⁷⁾。借手のリース料支払義務の事後測定については、公正価値アプローチとリース料支払義務の残高に基づいて利息が発生する償却原価アプローチ (amortised cost-based approach) の 2 つが提示された。DP では、リース契約の場合、公正価値アプローチの有用性は認めながらも、財務諸表利用者にとって、リース料支払義務の事後測定を公正価値に基づいて行うことの問題点が潜在的利点を上回っていると指摘している。したがって、リース料支払義務の事後測定に関して償却原価アプローチを採用すると

している。利息に相当する金融費用は、負債残高に対する期間利利率が一定となるよう、リース期間中の各期間に配分される。

一方、使用権資産の事後測定についても、公正価値アプローチ及び償却原価アプローチが検討されたが、リース料支払義務の場合と同様に、使用権資産について公正価値による事後測定は当初測定の場合に比べてもより困難性が伴うことから、借手は償却原価アプローチによって使用権資産を事後測定すべきとしている。償却原価アプローチによる測定においては、借手は、リース期間とリース資産の経済的耐用年数のうち短い期間にわたり、使用権資産を償却することを要求される。借手がリース期間終了時に所有権を取得することが予想される物件のリースでは、リース物件の経済的耐用年数が償却期間となる。なお、使用権資産は減損の対象となるが、その決定方法については予備的見解に達していない。

このように事後測定においては、他の類似の負債や資産項目との首尾一貫性（リース料支払義務についてはデリバティブ以外の金融負債と、使用権資産については他の非金融資産）や当初認識時の測定方法との整合性、さらには公正価値による事後測定の問題点を踏まえた提案となっていることが窺える。

なお、その他の検討事項として、まず追加借入利利率の再見積りについては、FASB は再見積りを要求しないことにしたが、IASB ではその変動を反映させるために、借手のリース料支払義務の再測定を求めている。また、見積り支払リース料の変動を借手のリース料支払義務を反映させるかについては、「キャッチアップ・アプローチ」(catch-up approach) を採用することとして、リース料支払義務の帳簿価額が修

正されることになる³⁸⁾。

10. おわりに

本稿では、リース会計基準について、現行アプローチの問題点を明らかにするとともに、DPにおいて提示されたニューアプローチの特徴と主要な論点について検討した。その内容を改めて要約すると、以下の通りである。

- (1) 「リスク・経済価値アプローチ」に基づく現行アプローチを棄却する。現行アプローチでは、オペレーティング・リースと分類されると、概念フレームワークの資産及び負債の定義を満たすにもかかわらず、オンバランスの対象とされない。その分類基準にも主観的な判断や恣意性が介入するため、経済的に類似した取引を全く異なるように会計処理することが可能となり、リース取引の経済的実態が忠実に表現されているとはいえない。それは、財務諸表の透明性や比較可能性の観点からも問題である。
- (2) 新たな会計基準の範囲は現行基準の範囲を基礎とすべきである。非中核資産のリースと短期リースの取扱いについては、予備的な見解に達していない。
- (3) 「資産・負債アプローチ」に基づく使用権モデルを採用する。これはすべてのリース取引から生ずる権利と義務を概念フレームワークの資産及び負債の定義を照らしてオンバランスの認識対象とするものである。リース期間にわたってリース物件を使用する権利を表象する資産(使用権資産)及びリースを使用する権利の対価の支払義務に対する負債を認識する。リース期間終了後にリース物件を返還する義務は負債としては認識しない。したがって、現行アプローチ

におけるリースの分類要件は廃止する。

- (4) 「構成要素アプローチ」は採用しない。借手はリース契約の構成要素(更新選択権・解約選択権、購入選択権、変動リース料、残価保証など)を個別には認識せずに、選択権のもとで取得された権利を含む単一の使用権資産と、変動リース料及び残価保証から発生する義務を含む単一のリース料支払義務を認識する。
- (5) 借手の認識する資産及び負債には変動リース料の支払義務が反映されなければならない。変動リース料の測定は、IASBでは確率で加重された、支払われるべきリース料の見積額に基づくべきとし、FASBは最も可能性の高いリース料支払額に基づくべきとしている。
- (6) 残価保証については、負債の定義を満たしているが、リース料支払義務と切り離して認識しない。残価保証が含まれる場合に借手のリース料支払義務の測定は、IASBでは、確率で加重された、残価保証に基づいて支払われるべき金額の見積額を算入すべきとし、FASBは最も可能性の高いリース料支払額に基づいて残価保証を測定すべきとしている。
- (7) 当初測定については、リース料の支払義務は公正価値の決定が困難であるために、公正価値の合理的な近似値である支払リース料の現在価値を適用する。その際の割引率は、借手の追加借入利率を用いて、貸手の計算利率を排除する。使用権資産についても、現在価値をもって取得原価として当初測定する。
- (8) 事後測定については、リース料支払義務の公正価値による測定を要求せずに、現行ア

アプローチと同様に償却原価アプローチを採用し、支払リース料を金融費用と負債残高の返済部分に配分する。使用権資産についても償却原価アプローチを採用して、リース期間とリース資産の経済的耐用年数のうち短い期間にわたり、使用権資産を償却する。

では最後に、現行アプローチとニューアプローチにおけるオンバランスの論理の変容について若干の考察を行いたい。両者の関係は、図表 9 のように整理できる。

まず、リースの認識領域については、現行アプローチにおける実質的な購入とみなされるリース取引から、ニューアプローチではすべてのリース取引へと拡張される。また、認識対象もリース物件そのものから、リース契約から生ずる権利と義務へと変容している。そのオンバランスの論理は、実質優先思考による「割賦購入取引との経済的実質性」というアナロジーから脱却して、概念フレームワークによる資産及び負債の定義を論拠としてリース契約から生ずる権利と義務を認識するという考え方である。これにより、現行アプローチの問題点の解消に寄与することになり、概念フレームワークやその他の会計基準との論理的な整合性が確保されることになる。

なお、非中核資産のリースや短期リースの取り扱いについてその方向性は明示されていないが、認識の対象とするのか否かはそれらの定義や要件の明確化を前提したうえでの議論が必要であろう。DP の提案から判断すると、現行アプローチにおけるファイナンス・リースの要件であるフルペイアウトだけではなく、中途解約不能という要件も考慮の対象外に置かれていることが窺える。しかし、その論理をもってすべ

てのリース取引のオンバランスの妥当性を主張することについては、慎重な検討が求められる。

次に、現行アプローチでは、リース物件全体を認識対象とするために構成要素に分解することは想定されないが、PP では金融商品会計における構成要素アプローチの適用が提案されている。ニューアプローチにおいても重要な論点であったが、その採用を見送り、構成要素を考慮したうえで単一の使用権資産及びリース料支払義務として認識するという論理を展開している。その理由としては、リース取引の属性（商品設計）から判断して、使用権部分とその他の構成要素は相互に関連しており、それらを識別して認識・測定の対象とすることが実務上も困難である点を指摘している。構成要素アプローチの採用の是非については、リース会計基準と金融商品会計基準との関連性や整合性を視野に入れた今後の議論の醸成が必要であろう。

さらに、測定に関しては、現行アプローチでは公正価値による測定も認めているが、実質的には双方のアプローチとも支払リース料の現在価値で当初測定される。現行アプローチでは即時現金払価額（支払リース料総額から利息相当額を控除した金額）を推定するための測定値としての意味合いが強調されるが、ニューアプローチでは、公正価値の重要性は認めながらも測定の困難性から棄却したことから、公正価値の合理的な近似値と捉えている。この点は PP の公正価値モデルの提案からも後退しているが、現行アプローチの延長線上にあると考えるべきか、あるいは公正価値モデルの代替とみなすべきか解釈の分かれるところである。

最後に、当初認識時点については、ニューアプローチでは契約締結時点へ早期化も考えられるが、双方のアプローチとも履行あるいは支配

の重要性を強調する立場からリースの引渡時点（あるいは開始時点）を想定しており、未履行段階における認識を否定している。

このように、現行アプローチとニューアプローチでは認識領域及び認識対象におけるオンバランスの論理の変容が見られるが、その一方でニューアプローチは上述した認識・測定レベルにおいて、現行アプローチの考え方を踏襲あるいは修正した折衷型モデルとしての特徴を有する。それは、リース会計基準の信頼性と有用性を高め、透明性や比較可能性を確保することを基本的なスタンスとしながらも、現行の会計フレームワークのもとで有効に機能させるための弾力的な措置が講じられている証左といえる。また、DP においては一貫して財務諸表の作成者の実行可能性と利用者の理解可能性が重視されている点とも符合する。そう考えると、オンバランスの論理の異質性は認められるものの、双方のアプローチともに、原価評価モデルのスキームからの論理展開が行われている点では共通している³⁹⁾。

ニューアプローチの考え方を敷衍すれば、これまでの問題点を解消するためにリース会計の取り扱いを一元化するものであり、それは会計基準のコンバージェンス（あるいはアドプション）や原則主義アプローチとリンクするものと解釈できる。しかし、視点を変えると、リース取引に内在する異なる経済的実態を一元的に写実することが、企業活動の忠実な表現といえるのか、あるいは経済的実態を歪めることにはならないのかという問題点も包含されている。それは、ニューアプローチで展開されているオンバランスの論理の評価にも関わる重要な問題でもある。

リース会計のニューアプローチが有効な処方箋となり得るのか、それは DP に対して寄せられる各界の反応と対応にかかっていると言っても過言ではない。またそれは、IFRS とのコンバージェンスを達成するために、わが国のリース会計基準に再びビッグウェーブが押し寄せることを意味するだけに、今後の動向に注目していきたい。

図表 9 リースのオンバランス論理の変容

	現行アプローチ (IAS17, SFAS13)	ニューアプローチ
(分類)	(判定基準)	
所有権移転 ファイナンス・ リース取引	所有権移転基準 割安購入選択権 基準 特別仕様基準	割賦購入取引との経 済的実質性 (= 拡大 割賦購入説) 実質優先思考に立脚 ①リスク・経済価値 アプローチ 「資産の所有に伴う リスクと経済価値 の実質的移転」 ②支払リース料の現 在価値による測定 (=即時現金払価額)
所有権移転外 ファイナンス・ リース取引	経済的耐用年数 基準 現在価値基準	①資産・負債アプローチによる単一 の会計モデルの採用 (使用権モデ ル) ②構成要素アプローチの採用 ③公正価値による測定
オペレーティ ング・リース取 引	上記の判定基準 を充足せず	オフバランス ①資産・負債アプローチによる単一 の会計モデルの採用 (同上) ②構成要素アプローチの棄却 ③支払リース料の現在価値による測 定 (=公正価値の近似値)

(注) 網掛け部分はオンバランスの範囲を示している。

*概念フレームワークにおける認識規準の充足は PP (SR) において言及されていた。

[注]

1) International Accounting Standard Board, *Discussion Paper, Leases : Preliminary Views*, IASB, March 2009.

なお、DPの公表に先立って、以下のスタッフ・ドラフト及びアジェンダ・ペーパーが公表されている。

International Accounting Standard Board. The Staff Paper for the Leases Working Group Meeting, *A Staff Draft of the Leases Discussion Paper*, IASB, October 2008.

International Accounting Standard Board, IASB Working Group on Lease Accounting, *Adenda Paper (1-11)*, IASB, February 2007.

2) なお、米国 GAAP はファイナンス・リースではなくキャピタル・リースと呼称しているが、本稿では、重複を避けるためにファイナンス・リースに統一して使用する。

3) International Accounting Standard Committee, International Accounting Standards IAS17 (revised), *Leases*, IASC, 2003, par.3.

4) 貸手に関しても、同様にファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類される。前者に分類される場合、貸手はリース資産の認識を中止して、正味純投資未回収額に等しい金額の債権を認識することになる。後者に分類される場合には、貸手はリース資産を認識し財政状態計算書に表示するとともに、リース収益はリース期間にわたって定額で認識される。

5) 特別仕様は相対的な概念であり客観的な定義が難しいという指摘もあるが、借手以外にリースや売却をすることが困難である物件を対象とすることが所有権移転の要件と満たすものとする。

6) 細則主義とは、会計基準の適用に関するあらゆる事態に対応できるように、詳細かつ網羅的にルールを設定することであり、それは財務諸表の利用者の裁量の余地を狭めて比較可能性を高めることを意図していた。しかし、それは必然的に明確な線引き基準、例外規定、さらには多くの実務指針が設けられる結果となり、会計基準の複雑化・形骸化を招いてきた。そして、エンロン事件に代表されるように、一連の会計不祥事を引き起こした原因が細則主義にあるとの反省から、2002年7月に成立したサーベンス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act) の要請で目的志向型の原則主義アプローチ (principles-based approach) への移行が提唱された。

7) International Accounting Standard Board (2009), *op. cit.*, pars. 1.12-1.14.

International Accounting Standard Board (2008), *op. cit.*, par. 1.6.

8) Reilly, David., "Up for Overhaul: Lease Accounting," *The Wall Street Journal*, July 18, 2006.

9) McGregor, Warren, *Accounting for Leases : A New Approach, Recognition by Lessees of Assets and Liabilities Arising under Lease Contracts*, FASB, July 1996.

Nailor Hans and Audrew Lennard, *G4 + 1*

Position Paper, Lease : Implementation of New Approach, IASC, February 2000.

10) United States Securities and Exchange Commission, *Report and Recommendations Pursuant to Section 401(C) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 On Arrangements with Off-Balance Sheet Implications, Special Purpose Entities, and Transparency of Filings by issuers*, June 2005.

ここで提示された実証研究では、サンプル企業の約77%がオペレーティング・リースの情報を報告したのに対して、キャピタル・リースの情報は僅か31%に過ぎず、オペレーティング・リースの経済的影響の大きさを指摘している。これを割引前の将来キャッシュ・フローの金額ベースで比較してみると、サンプル企業の解約不能オペレーティング・リースのキャッシュ・フロー総額は、キャピタル・リースの約160億ドルに対して、その13倍の約2,060億ドルにも及んでいることが示されている。

その概要については、茅根聡「SEC スタッフレポートにおけるリースのオフバランス問題」『リース』第34巻第12号、2005年12月、2-9頁を参照されたい。

11) International Accounting Standard Board (2009), *op. cit.*, Appendix C : Other approaches rejected by the boards.

12) Nailor Hans and Audrew Lennard, *op. cit.*, par. 3.19.

また、全体資産アプローチを支持する見解として、以下の文献が挙げられる。

Monson, Dennis W., "Commentary: The Conceptual Framework and Accounting for Leases," *Accounting Horizons*, March 2001, pp. 275-287.

13) International Accounting Standard Board (2009), *op. cit.*, Appendix C. par. C5.

14) *ibid.*, Appendix C. par. C6.

15) Nailor Hans and Audrew Lennard, *op. cit.*, par. 2.11, pars. 2.15-2.16 .

16) *ibid.*, par. 1.8.

17) *ibid.*, pars 3.13-3.15.

18) このような考え方に影響を与えたものが、2000 年 12 月に公表された JWG (Joint Working Group of Standard-Setters) のドラフト基準『金融商品及び類似項目』(以下、「JWG ドラフト基準」と略す)であった。そこでは、すべての金融商品は公正価値で測定し、その変動は発生した時期に損益として認識されなければならないとする包括的公正価値会計が提唱されている。

19) Nailor Hans and Audrew Lennard, *op. cit.*, pars. 4.10, 4D.

なお、PP の内容については、以下の文献を参照されたい。

茅根聡「リース会計基準の行方」『会計』第 161 巻第 1 号、2002 年 1 月、12-27 頁。

加藤久明「IAS17 の改定動向」『現代リース会計論』中央経済社、2007 年、167-181 頁。

20) International Accounting Standard Board (2009), *op. cit.*, par. 1.21.

DP では、貸手の会計処理と借手の会計処理を同時に検討すると、借手の新会計基準の公表が遅れる可能性がある点や、現行の会計基準は、それらの企業の資産と負債の範囲を著しく過小評価しており、借手の会計処理を改善すると多数の財務諸表利用者に恩恵がもたらされる点を指摘している。貸手の会計処理に関しては、投資不動産をどう会計処理するかについて対処しなければならず、現在投資不動産に関する現行の会計モデルは、米国会計基準と国際財務報告基準で非常に異なっているために、この差異を調整するのは困難かつ多大な時間が必要になる可能性があるとしている。

21) *ibid.*, pars. 2.9-2.10.

IFRIC4 「契約がリースを含むか否かの判断」によると、物理的な資産が取得者に引き渡されていないと、(引渡保証契約のような)一定の供給契約はリースに分類されると結論づけている。そのために、移転される権利の性質、その権利に対する支配を獲得する時期や適切な認識時点に関する検討が必要とされる。

22) 非中核資産のリースとは企業経営に不可欠ではない資産として定義されている。例えば航空会社にとっては航空機リースは中核資産のリースとしてその資産及び負債の認識・測定は重要となるが、消費財関連企業による航空機のリースは非中核資産のリースとしてあまり関心がない点を指摘している。なお、スタッフ・ドラフトの段階では、重要性が乏しいリース (immaterial lease) として言及されていたが、それとは意味合いが異なるものとして捉えられる。

23) International Accounting Standard Board (2009), *op. cit.*, pars. 2.17, 2.19.

24) *ibid.*, par. 3.2.

なお DP では、財政状態計算書における表示についても言及されている。まず借手のリース料支払義務は金融負債であるが、他の金融負債とは異なるとして区分表示するかが検討された。検討の結果、IASB は担保付借入れとの類似性を認めたくて他の金融負債と区分表示を要求しないとしたが、FASB は他の金融負債と異なる性質を重視して、区分表示を要求している。一方、使用権資産に関しては、原資産であるリース物件の性質に基づいて、所有資産からリース資産を切り離して表示すべきとしている。使用権を原資産に基づいて表示することで、企業が有する製品の生産能力又はサービスの提供能力が反映されることになる (*ibid.*, pars.8.7, 8.16.)。

25) DP では、次のような単純なリース契約の設例を示している (*ibid.*, par. 3.8)。

ある機械が 5 年の固定期間でリースされる。その機械の見積耐用年数は 10 年である。リースは中途解約

不能で、リース期間を延長したり期間終了時に機械を購入する権利はなく、リース期間終了時点での価値の保証（残価保証）もない。リース料は、機械の引き渡し後、リース期間にわたり定期的に支払う必要がある。支払額は定額であり、当初契約に金額が明記されている。保守契約その他の契約は締結されない。

26) International Accounting Standard Committee, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC, July 1989, par. 49(a) (b).

27) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No.6, Elements of Financial Statements*, FASB, December 1985, pars. 25, 35.

28) International Accounting Standard Board (2009), *op. cit.*, par. 3.23.

29) *ibid.*, par. 3.28.

30) *ibid.*, par. 3.32.

31) *ibid.*, par. 4.6. ただし、現行基準ではリース負債にはその金融負債の範囲から除外されている。

32) 現行の IAS17 では、「リース上の計算利率の定義は、リースの開始日において、(a)最低リース料支払額、(b)無保証残価の現在価値の合計が、(i)リース資産の公正価値及び(ii)貸手の初期直接費用の合計と等しくなる割引率」と定義されている (par. 4.21)。

それに対して、借手の追加借入利率は、「同様のリースにおいて借手が支払わなければならない利率、あるいはそれが決定できない場合、リースの開始日において、その資産を購入するために必要な資金を同様の期間にわたり同様の担保で借り入れる際に、借手が負担することになる利率」と定義されている (par. 4.22)。

なお、SFAS13では、貸手が算定したリース上の計算利率を借手が知り得て利用でき、かつその計算利率が借手の追加借入利率よりも低い場合を除き（この場合は計算利率を使用する）、追加借入利

率を使用することを借手に要求している。

33) *ibid.*, par. 4.16.

34) *ibid.*, par. 4.20.

35) *ibid.*, par. 5.8.

提案されている会計処理により、使用権資産とリース料支払義務は減損がないと仮定した場合、リース期間を通して一致するとともに、オペレーティング・リースに関する現行アプローチと同じ効果が損益計算書上で生ずることになる。

36) *ibid.*, par. 5.12.

37) *ibid.*, pars. 5.13.

38) *ibid.*, pars. 5.24-5.25, par. 5.28.

なお、「キャッチアップ・アプローチ」とは、負債の帳簿価額を当初の実効利率で割り引いて、修正後の見積キャッシュ・フローの現在価値に修正する方法である。

39) リース会計基準と会計諸概念の問題については、以下の文献で検討されている。

角ヶ谷典幸「リース会計基準」『割引現在価値会計論』森山書店、2009年、187-202頁。